

eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)

月次レポート

2021年
03月31日現在

追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

■基準価額および純資産総額の推移



- ・基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・ベンチマークは、最適化バランス(9%)指数です。
- ・詳しくは、後記の「本資料で使用している指数について」をご覧ください。
- ・ベンチマークは、設定日前営業日を10,000として指数化しています。

■騰落率

| | 過去1ヵ月 | 過去3ヵ月 | 過去6ヵ月 | 過去1年 | 過去3年 | 設定来 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ファンド | 2.9% | 4.9% | 10.1% | 19.4% | 16.6% | 24.7% |
| ベンチマーク | 3.0% | 5.0% | 10.0% | 19.3% | 16.8% | 25.2% |

- ・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
- ・また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
- ・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。
- ・分配金実績がある場合は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

■資産構成

| | 基本 資産配分 | 比率 |
|---------|------------|-------|
| 国内株式 | 14.0% | 13.8% |
| 先進国株式 | 15.0% | 15.2% |
| 新興国株式 | 4.0% | 4.1% |
| 国内債券 | 38.0% | 36.7% |
| 先進国債券 | 15.0% | 15.0% |
| 新興国債券 | 4.0% | 4.0% |
| 国内リート | 4.0% | 4.0% |
| 先進国リート | 6.0% | 6.1% |
| コールローン他 | — | 1.0% |

- ・各指数の資産クラス別比率の決定は、原則として年1回行います。
- ・比率は純資産総額に対する各マザーファンド受益証券の割合です。

■各マザーファンドの騰落率

| マザーファンド | 主要投資対象 | 騰落率 | | |
|--------------------|--------|-------|-------|-------|
| | | 過去1ヵ月 | 過去3ヵ月 | 過去6ヵ月 |
| TOPIXマザーファンド | 国内株式 | 5.7% | 9.3% | 21.5% |
| 外国株式インデックスマザーファンド | 先進国株式 | 6.7% | 12.6% | 25.6% |
| 新興国株式インデックスマザーファンド | 新興国株式 | -0.1% | 11.7% | 29.8% |
| 日本債券インデックスマザーファンド | 国内債券 | 0.7% | -0.4% | -0.4% |
| 外国債券インデックスマザーファンド | 先進国債券 | 2.2% | 1.1% | 1.5% |
| 新興国債券インデックスマザーファンド | 新興国債券 | -0.3% | -1.0% | 6.6% |
| 東証REIT指数マザーファンド | 国内リート | 4.5% | 14.2% | 19.0% |
| MUAM G-REITマザーファンド | 先進国リート | 7.4% | 15.8% | 27.4% |

・各期間の騰落率は「eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)」の運用期間に応じたものです。

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

■基準価額および純資産総額

| | |
|--------------|---------|
| 基準価額(1万口当たり) | 12,474円 |
| 前月末比 | +356円 |
| 純資産総額 | 18.37億円 |

■分配金実績(1万口当たり、税引前)

| 決算期 | 決算日 | 分配金 |
|-------|------------|-----|
| 第5期 | 2021/01/26 | 0円 |
| 第4期 | 2020/01/27 | 0円 |
| 第3期 | 2019/01/28 | 0円 |
| 第2期 | 2018/01/26 | 0円 |
| 第1期 | 2017/01/26 | 0円 |
| — | — | — |
| 設定来累計 | | 0円 |

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■当月の基準価額の変動要因(概算)

| | 寄与度(円) |
|------------|--------|
| 国内株式 | 95 |
| 先進国株式 | 121 |
| 新興国株式 | -0 |
| 国内債券 | 32 |
| 先進国債券 | 40 |
| 新興国債券 | -2 |
| 国内リート | 22 |
| 先進国リート | 54 |
| その他(信託報酬等) | -6 |
| 分配金 | — |
| 基準価額 | 356 |

・基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その正確性、完全性を保証するものではありません。(各資産クラスの変動要因は、投資対象とするマザーファンドの値動き等より算出。)

・その他(信託報酬等)には、当ファンドで発生する信託報酬のほか信託財産留保額等の要因が含まれます。

■組入上位10カ国・地域

| 国・地域 | 比率 |
|-----------|-------|
| 1 日本 | 54.1% |
| 2 アメリカ | 21.6% |
| 3 フランス | 2.1% |
| 4 イギリス | 2.1% |
| 5 イタリア | 1.6% |
| 6 ドイツ | 1.5% |
| 7 スペイン | 1.1% |
| 8 オーストラリア | 1.1% |
| 9 ケイマン諸島 | 1.0% |
| 10 カナダ | 0.9% |

■組入上位10通貨

| 通貨 | 比率 |
|----------|-------|
| 1 日本円 | 55.6% |
| 2 米ドル | 22.8% |
| 3 ユーロ | 8.1% |
| 4 英ポンド | 2.1% |
| 5 豪ドル | 1.1% |
| 6 香港ドル | 1.1% |
| 7 カナダドル | 1.0% |
| 8 中国元 | 0.6% |
| 9 メキシコペソ | 0.6% |
| 10 台湾ドル | 0.5% |

・為替予約等を含めた実質的な比率です。

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

■本資料で使用している指数について

◎最適化バランス指数は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパンがeMAXISシリーズのファンドを参照して算出する指数であり、以下の指数の総称です。なお、目標リスク水準別の指数は、eMAXISシリーズにおける各ファンドのベンチマークの長期間にわたるデータを用いて期待収益率、リスク(標準偏差)等をそれぞれ推計した上で最適化(目標リスク水準に対してリターンが最大化される)を行い決定される資産クラス別比率に応じて、eMAXISシリーズのファンドの基準価額(分配金再投資)の騰落率を乗じることで算出されます。指数の資産クラス別比率の決定は、原則として年1回行います。

<最適化バランス指数の名称と目標リスク水準>
 最適化バランス(6%)指数 年率標準偏差6%程度
 最適化バランス(9%)指数 年率標準偏差9%程度
 最適化バランス(12%)指数 年率標準偏差12%程度
 最適化バランス(16%)指数 年率標準偏差16%程度
 最適化バランス(20%)指数 年率標準偏差20%程度

なお、目標リスク水準とは各指数の価格変動リスク(標準偏差、年率)の目処を表示したものであり、各指数の資産クラス別比率を決定する際の目標値として使用しています。このため、各指数の実際のリスク水準が目標リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。また、価格変動リスク(標準偏差、年率)とは、値動きの変動幅や変動率の大きさを示しています。

<最適化バランス(9%)指数を算出するために参照したeMAXISシリーズ各ファンドとベンチマーク>

- [eMAXIS TOPIXインデックス:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)]東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)(TOPIXといふ)の指数値およびTOPIXの商標は、東京証券取引所の知的財産権であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。
- [eMAXIS 先進国株式インデックス:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)]MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- [eMAXIS 新興国株式インデックス:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)]MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- [eMAXIS 国内債券インデックス:NOMURA-BPI総合]NOMURA-BPI総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- [eMAXIS 先進国債券インデックス:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)]FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)とは、FTSE世界国債インデックス(除く日本)をもとに、委託会社が計算したものです。
- [eMAXIS 新興国債券インデックス:JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)]JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表しているJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。
- [eMAXIS 国内リートインデックス:東証REIT指数(配当込み)]東証REIT指数(配当込み)とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。東証REIT指数の商標に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は東証REIT指数の内容の変更、公表の停止または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。東京証券取引所は東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対して、責任を負いません。
- [eMAXIS 先進国リートインデックス:S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)]S&P先進国REITインデックスとは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。S&P先進国REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJII」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJII、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P先進国REITインデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

eMAXIS 最適化バランス

追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

ファンドの目的・特色

当ファンドは、ノーロード・インデックスファンド・シリーズ「eMAXIS」(イーマクス)を構成するファンドの一つです。

■ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

■ファンドの特色

特色1 イボットソン・アソシエイツ・ジャパンが算出する最適化バランス指数に連動する投資成果をめざして運用を行います。

・各ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を最適化バランス指数(以下「ベンチマーク」という場合があります。)*の変動率に連動させることを目的とした運用を行います。

・最適化バランス指数は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパンがeMAXISシリーズのファンド*を参照して算出する指数であり、5つの目標リスク水準別指数の総称です。目標リスク水準別の指数は、eMAXISシリーズにおける各ファンドの対象インデックスの長期間にわたるデータを用いて期待収益率、リスク(標準偏差)等をそれぞれ推計した上で最適化(目標リスク水準に対してリターンが最大化される)を行い決定される資産クラス別比率に応じて、eMAXISシリーズのファンドの基準価額(分配金再投資)の騰落率を乗じることで算出されます。そのため、ファンド名につきましても「最適化バランス」という名称を付与しております。

なお、各指数の資産クラス別比率の決定は、原則として年1回行います。

*最適化バランス指数を算出するために参照したファンドは以下のとおりです。

<最適化バランス(6%)指数>

eMAXIS TOPIXインデックス、eMAXIS 先進国株式インデックス、eMAXIS 国内債券インデックス、eMAXIS 先進国債券インデックス、eMAXIS 国内リートインデックスおよびeMAXIS 先進国リートインデックス

<最適化バランス(9%)指数／最適化バランス(12%)指数／最適化バランス(16%)指数／最適化バランス(20%)指数>

eMAXIS TOPIXインデックス、eMAXIS 先進国株式インデックス、eMAXIS 新興国株式インデックス、eMAXIS 国内債券インデックス、eMAXIS 先進国債券インデックス、eMAXIS 新興国債券インデックス、eMAXIS 国内リートインデックスおよびeMAXIS 先進国リートインデックス

・お客さまのリスク許容度に応じて、目標リスク水準(標準偏差)の異なる以下の5つのファンドをご用意しました。

| ファンド名 | ファンドが連動することをめざす指数 | 目標リスク水準 (年率標準偏差) |
|----------------------------|-------------------|---------------------|
| eMAXIS 最適化バランス(マイゴールキーパー) | 最適化バランス(6%)指数 | 6%程度 |
| eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー) | 最適化バランス(9%)指数 | 9%程度 |
| eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー) | 最適化バランス(12%)指数 | 12%程度 |
| eMAXIS 最適化バランス(マイフオワード) | 最適化バランス(16%)指数 | 16%程度 |
| eMAXIS 最適化バランス(マイストライカー) | 最適化バランス(20%)指数 | 20%程度 |

・目標リスク水準は、各ファンドおよび各ファンドが連動することをめざす指数の価格変動リスク(標準偏差)の目処を表示したものであり、各ファンドのポートフォリオを構築する際の目標値として使用します。このため、各ファンドの実際のリスク水準が目標リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。

特色2 主として各マザーファンドの対象インデックスに採用されている日本を含む世界各国の株式、公社債(マイゴールキーパーは、新興国株式、新興国債券を除く)および不動産投資信託証券に投資を行います。

特色3 原則として、為替ヘッジは行いません。

・為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

・運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債(マイゴールキーパーは、新興国株式、新興国債券を除く)および不動産投資信託証券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

<投資対象ファンド>

TOPIXマザーファンド

外国株式インデックスマザーファンド

新興国株式インデックスマザーファンド

日本債券インデックスマザーファンド

外国債券インデックスマザーファンド

新興国債券インデックスマザーファンド

東証REIT指数マザーファンド

MUAM G-REITマザーファンド

・各ファンド間でのスイッチングが可能です。販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。スイッチングを行う場合は、解約金の利益に対して税金がかかります。くわしくは販売会社にご確認ください。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

eMAXIS 最適化バランス

追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

■分配方針

- ・年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

| | |
|----------------------|--|
| 価格変動 リスク | 一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、また、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式や組入公社債、組入不動産投資信託証券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。 |
| 為替変動 リスク | 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。 |
| 信用 リスク | 組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。 |
| 流動性 リスク | 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。 |
| カントリー リスク | <p>■マイディフェンダー ■マイミッドフィルダー ■マイフォワード ■マイストライカー</p> <p>新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。</p> |

■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

eMAXIS 最適化バランス

追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

手続・手数料等

■お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。 |
| 換金価額 | ■マイゴールキーパー 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 ■マイディフェンダー／マイミッドフィルダー／マイフォワード／マイストライカー 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額 |
| 換金代金 | ■マイゴールキーパー 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。 ■マイディフェンダー／マイミッドフィルダー／マイフォワード／マイストライカー 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 申込不可日 | 次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ■マイゴールキーパー ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、オーストラリア証券取引所、シドニーの銀行の休業日 ・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日 ■マイディフェンダー／マイミッドフィルダー／マイフォワード／マイストライカー ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、香港取引所、香港の銀行、オーストラリア証券取引所、シドニーの銀行の休業日 ・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | ■マイゴールキーパー 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 ■マイディフェンダー／マイミッドフィルダー／マイフォワード／マイストライカー 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 ■各ファンド 信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。 |
| 信託期間 | 無期限(2016年3月30日設定) |
| 繰上償還 | 各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃されたとき等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 |
| 決算日 | 毎年1月26日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。ファンドは「つみたてNISA(非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度)」の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 |

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

eMAXIS 最適化バランス

追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

手続・手数料等

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ■マイゴールキーパー
ありません。
■マイディフェンダー／マイミッドフィルダー
換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.05%**をかけた額
■マイフォワード／マイストライカー
換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.10%**をかけた額

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬) 日々の純資産総額に対して、**年率0.55%(税抜 年率0.50%)以内**をかけた額
くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
※上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

その他の費用・
手数料 監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンド、新興国債券インデックスマザーファンド、東証REIT指数マザーファンドおよびMUAM G-REITマザーファンドの換金に伴う信託財産留保額・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。
なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称: eMAXIS 最適化バランス

| 商号 | 登録番号等 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本投資顧問業協会 | 一般社団法人 金融先物取引業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 |
|---|---------------------------|---------|---------------------|---------------------|------------------------|
| 株式会社愛知銀行 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第12号 | ○ | | | |
| 株式会社青森銀行 | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号 | ○ | | | |
| 株式会社足利銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社阿波銀行 | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第1号 | ○ | | | |
| auカブコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | ○ | ○ | |
| SMBC日興証券株式会社(ダイレクトコース) | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社大分銀行 | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第1号 | ○ | | | |
| 株式会社北九州銀行 | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社きらぼし銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社熊本銀行 | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第6号 | ○ | | | |
| ぐんぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号 | ○ | | | |
| 株式会社佐賀銀行 | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第1号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社滋賀銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第11号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社四国銀行 | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第3号 | ○ | | | |
| 株式会社静岡銀行 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社ジャパンネット銀行(4月5日から「PayPay銀行株式会社」に社名変更いたします) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社十八親和銀行 | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号 | ○ | | | |
| 十六TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号 | ○ | | | |
| 株式会社常陽銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第45号 | ○ | | ○ | |
| ソニー銀行株式会社 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社第四北越銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第47号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社千葉銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号 | ○ | | ○ | |
| ちばぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号 | ○ | | | |
| 株式会社中京銀行 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第17号 | ○ | | | |
| 中銀証券株式会社 | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号 | ○ | | | |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社東邦銀行 | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第7号 | ○ | | | |
| 東洋証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号 | ○ | | | ○ |
| 株式会社南都銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第15号 | ○ | | | |
| 西日本シティ銀行証券株式会社 | 金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号 | ○ | | | |
| 浜銀TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号 | ○ | | | |
| 株式会社百五銀行 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| ひろぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号 | ○ | | | |
| 株式会社広島銀行 | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社福岡銀行 | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第7号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社北陸銀行 | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社北海道銀行 | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号 | ○ | | ○ | |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号 | ○ | | ○ | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | |
| 丸三証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号 | ○ | | | |
| 株式会社三重銀行 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第11号 | ○ | | | |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | ○ |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社(インターネット専用) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号 | ○ | ○ | ○ | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 水戸証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号 | ○ | ○ | | |
| 株式会社宮崎銀行 | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第5号 | ○ | | | |
| 株式会社武蔵野銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第38号 | ○ | | | |
| 株式会社もみじ銀行 | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第12号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社山形銀行 | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第12号 | ○ | | | |
| 株式会社山口銀行 | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第6号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社山梨中央銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号 | ○ | | | |
| 株式会社横浜銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号 | ○ | | ○ | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社琉球銀行 | 登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第2号 | ○ | | | |
| 沖縄県労働金庫* | 登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第8号 | | | | |
| 九州労働金庫* | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第39号 | | | | |
| 近畿労働金庫* | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第90号 | | | | |
| 四国労働金庫* | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第26号 | | | | |
| 静岡県労働金庫* | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第72号 | | | | |
| 中央労働金庫* | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第259号 | | | | |

* 商号欄に*の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に(※)の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。

販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称: eMAXIS 最適化バランス

| 商号 | 登録番号等 | | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本 投資顧問業 協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会 |
|----------|--------|-----------------|---------|-----------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 中国労働金庫* | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第53号 | | | | |
| 東海労働金庫* | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第70号 | | | | |
| 東北労働金庫* | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第68号 | | | | |
| 長野県労働金庫* | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第268号 | | | | |
| 新潟県労働金庫* | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第267号 | | | | |
| 北陸労働金庫* | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第36号 | | | | |
| 北海道労働金庫* | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第38号 | | | | |

| 商号 | 登録番号等 | | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本 投資顧問業 協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会 | 一般社団法人 投資信託協会 |
|---------------|----------|-----------------|---------|-----------------------------|-------------------------|--------------------------------|------------------|
| 三菱UFJ国際投信株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第404号 | | ○ | | | ○ |